

万理一空



TKC理念の下、TKC会計人は一つであり、全国会の新たな運動方針という目標に向かって、たゆまず努力を続けて行くと言う意味の言葉(意識)

TKC北海道

かいほう 2023.6.30
第250号



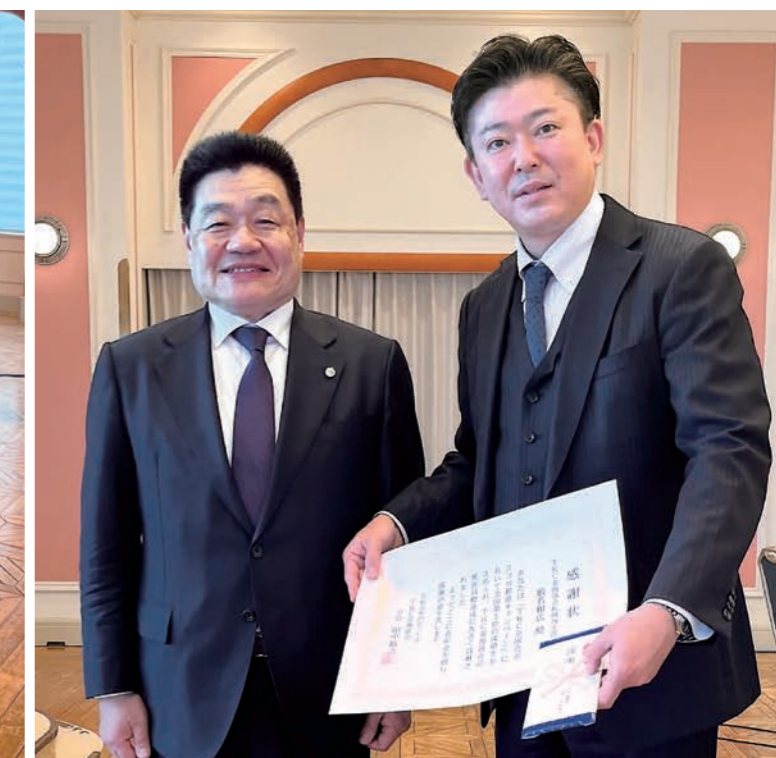
Chance, Change and Challenge
TKC HOKKAIDO

TKC北海道会広報委員会

札幌市中央区北3条西3丁目1大同生命札幌ビル13階
TEL (011) 222-8505 FAX (011) 222-8622
https://www.tkc.jp/hokkaido



発行責任者/田中 裕之 編集責任者/坂本 文彦 印刷所/株式会社メディアプラネット



理事会での蝦名和広会員表彰の様子
(左 田中裕之TKC北海道会会長、右 蝦名和広会員)

CONTENTS

●「書面添付」に対する考え方が、かくも違うのは なぜか?~TKC北海道かいほう250号に寄せて~	02	●支部例会・研修会だより	20
●令和5(2023)年度 企業防衛マスターズ会・企業防衛制度特別研修会	04	●TKC北海道政経研究会活動報告	28
●退任にあたって		●中小企業支援委員会よりご報告	29
TKC北海道会会長 田中 裕之	06	●令和5年書面添付実践件数	30
資産活用委員長 佐藤 伸泰	08	●スーパカレーは本懐、そこに萌えんとは、君	32
共済制度等推進委員長 村岡 学	09	●あの人は今	33
札幌東支部 支部長 小平 康夫	10	●帰ってきた けんたの業務日誌	34
旭川支部 支部長 島田 康弘	11	●委員長さかもとの取調室	36
稚内支部 支部長 田村 栄章	12	●北海道会 会務動向	37
●中小機構北海道本部インフォメーション	14	●活動予定カレンダー	38
●経営助言実践研修会開催報告	15	●編集後記	39
●道内金融機関MIS対応状況一覧表	16	●秋季大学プレ案内	40
●早期経営改善計画策定支援NEWS	17		
●モニタリング情報サービスNEWS	18		

eひと・eはなし

札幌東支部/坂井 崇晃 13

「書面添付」に対する考え方が、かくも違うのはなぜか？ ～TKC北海道かいほう250号に寄せて～

TKC北海道会 加藤 恵一郎

『TKC北海道かいほう』が250号を迎えるにあたり、〈書面添付〉とその前提となる〈巡回監査〉というTKC会員にとっての基本業務を再確認してみたいと思います。

■書面添付に対する税理士の評価あれこれ

税理士の書面添付に関するアンケート等を見ると、以下のような回答が見受けられます。「納税者から提示された内容を信頼して、何もチェックせずに申告書を作成しているので書面添付制度は不要」あるいは「書面添付をしても税務調査があるので意味がない」というのが典型的な回答例です。

■TKC全国会における書面添付の意義

TKC会員にとって書面添付を行う理由は大きく2つあると考えます。

1.巡回監査していることを表明するため

TKC会計人の行動基準書には、巡回監査を行う理由として『税理士法45条に規定する「真正の事実」を確認し「相当注意義務」を履行した証左とするため』と書かれています。

税理士法では納税者から提示を受けた帳簿書類を鵜呑みにせず、職業専門家としての知識経験に基づき「相当の注意」を払った上で、真正の事実を確認して決算書・申告書を作成することが求められています。

巡回監査を行った上で作成された決算書・申告書であることを表明し、内容を説明する手段は実質的に書面添付しかありません。決算書・申告書を見ただけでは、区別がつかないからです。

2.事務所の業務水準向上のため

『TKC全国会会則』の前文には、飯塚毅初代会長によるTKC全国会結成の理念が書かれています。

そこには、「事務所の体質改善をはかり、業務水準を向上させて社会に認められる業界を目指す」と高らかに謳われています。

TKC会員には事務所の体質改善、業務水準向上の手立てとして、TKCシステムを始めとする多くの仕組みが提供されていますが、書面添付制度への取り組みも強力な手段です。

事務所の「標準業務」とするためには、審査体制の整備や業務の効率化、職員のレベルアップ等たゆまぬ工夫が必要となるからです。

■評価が異なる根本原因は何か？

私は書面添付制度を高く評価しているので、業界の中で、かくも考え方が分かれていることが残念でなりません。その原因はどこにあるのでしょうか？私は税理士の使命に対する理解の深浅に起因していると考えます。

1.税理士法上の使命

税理士法第1条には「独立した公正な立場において(中略)納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定されています。

この使命を果たすためには、前述したように「相当注意義務」を履行しなければなりません。であれば「納税者から提示された内容を信頼して何もチェックせずに申告書を作成」ということはあり得ないはずで

す。巡回監査と書面添付は表裏一体ですから、巡回監査への理解が十分でなければ書面添付に至らないのは当然だと思います。

2.社会からの期待に応える、という使命

税理士には税理士法に規定のある使命だけでなく、「社会からの期待に応える」という職業上の使命があります。中小企業と深い関わりがある税理士は、認定支援機関としての業務や金融機関とのコラボレーションの中で、中小企業に最も近い支援者としてますます期待が高まっています。そのためには、さまざまな業務に対応できるよう業務水準の向上を図らねばなりません。

「書面添付をしても税務調査があるので意味がない」と切り捨てるのではなく、体質改善と業務水準向上のために書面添付制度を活かすべきです。

■税理士の4大業務と書面添付

TKC全国会・坂本孝司会長が、税理士の4大業務を提唱されています。書面添付制度は、この4大業務と密接な関連があります。

①**税務** 書面添付制度は税理士法の規定であり、税務との関連は前述したとおりです。ちなみに国税庁発表の統計資料を解析すると、法人税の申告では、書面添付先が調査に移行するのは1%に満たない割合です。

②**会計** 日本では「確定決算主義」に基づいて税務申告書が作成されますから、必然的に添付書面に記載される内容のほとんどが会計に関連する記述です。税務のみに関連する記述は税額控除等一部に限られます。「顕著な増減事項」は税務当局が最も知りたい内容でもあります。

③**保証** 金融機関が添付書面を参考にしたいと考えるのは、上記②から当然です。税理士が税理士法上の責任を負い「嘘の書けない」書面が信頼されるのもまた当然のことです。

④**経営助言** 上記②の内容を記載するために、会計数値に対する考察をしっかりと行うことで、企業の業績に関する詳しい解説が可能となります。そのことは継続MASを使っている計画や予算策定のお手伝いをする上で、極めて効果的であることは間違いありません。

■おわりに

税理士は、4大業務に同時に携わることができる、すばらしい職業です。若い方々が、日本の中小企業のために役立ちたいと考えたときに真っ先に思い浮かべる業界にしたいものです。そのためには、あるべき税理士の姿を目指して巡回監査と書面添付というTKC会員の基本業務を断行し、社会の納得を得ることが重要だと考えます。

令和5(2023)年度 企業防衛マスタース会・企業防衛制度特別研修会

4月10日(月)11日(火)と2日間にわたり、ロイトン札幌にて、企業防衛マスタース会と企業防衛制度特別研修会が開催されました。

10日のマスタース会では、保険指導の標準業務化について、河合敏会員(帯広支部)、小平康夫会員(札幌東支部)、湯谷和彦会員(苫小牧支部)の3名がパネリストとして登壇しました。各会員が実践している保険指導の標準業務化への取り組みと、推進会議の実践についてパネルディスカッションを行いました。



安田竜也TKC中部会企業防衛制度推進委員会委員長

その中で各会員が共通して発表していたことは、標準保障額を当たり前算定・提示を行い関与先をリスクから守るという熱い気持ち、そして事務所で企業防衛を標準業務とするには、「所長の決断、覚悟」が重要であるという点でした。参加された多くのマスタース会員においては、気持ち新たに「保険指導の標準業務化」を目指す機運が高まり、非常に良いマスタース会となりました。

11日の企業防衛制度特別研修会は、昨年度と同様、本年度も「集合・Web併用」のハイブリット形式で開催され、550名を超える方々が参加する大研修会となりました。

本年度は、TKC中部会企業防衛制度推進委員会委員長である安田竜也会員を講師にお招きし、「会計人の使命～その時、あなたは関与先を守れますか～」と題し、講演をいただきました。

安田会員が企業防衛に目覚めた転機、事務所で取り組み、そして実際の推進事例や支払事例など、熱い気持ちを余すことなくお話いただきました。



企業防衛制度特別研修会の様子

また、会計人の使命として「絶対に企業を守る」という強い意志を持つことの重要性を強く熱いメッセージを北海道会全体に発信していただきました。さらに「関与先を守ることができるのは、所長先生ではない。監査担当者なんだ」との力強いお言葉もいただきました。

当日参加された会員からは、口々に「企業防衛の必要性を再認識できた」「関与先を守るという情熱をもって保険指導を行う重要性を改めて認識できた」など、非常に前向きな感想を数多くいただき、多くの会員の心に火をつけた研修会となりました。

当日は、関係者による入念なりハールや打合せにより、大きなトラブルもなく開催することができました。ご尽力いただきました大同生命保険株式会社、事務局など関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。



木村聡副会長



帯広・小樽支部

研修会後には懇親会を開催いたしました。懇親会では復活した支部対抗戦の組み合わせ発表と共に、対戦する支部の委員長が対抗戦に向けた意気込みを発表しました。懇親会を通じて、支部を超えた会員同士の交流を育むことができ、北海道会一丸となって企業防衛に取り組むことができると強く確信いたしました。

最後に、今年度から標準保障額算定に『TKC方式』という言葉が冠しております。TKC会計事務所が実践する標準保障額の算定の意義を明確にし、あらためてその認識を図ることを目的としています。北海道会全体で算定結果に基づく助言実践の圧倒的拡大に取り組み、「完全防衛」を目指しましょう。

(TKC北海道会
企業防衛制度推進委員長 八森 恵一
副委員長 國分 敬祐)



苫小牧支部



函館支部

退任にあたって

退任のあいさつ

TKC北海道会会長 田中 裕之

私、田中裕之はこの度、3期6年の任期を終え、本年6月末で会長を退任する運びとなりました。

この間、会員の皆さま、職員の皆さまには会務活動においてご理解・ご協力そして多大なるご支援をたまり誠にありがとうございました。また、これまでに私を支えてくださった副会長の皆さま、理事会構成員の皆さま、事務局長はじめ局員の皆さま、提携協定企業の皆さまなど、本当にたくさんの方々に支えられて会長職を全うすることができました。心からの感謝を申し上げます。

就任当初は、歴代会長が築き上げてきた栄光の歴史を継承しつつ、与えられた使命を果たすことができるのか、大きな不安を抱いておりました。皆さまのおかげでこの6年間、自身の力を最大限に発揮し、職責を全うすることができたと自負しています。

さて、振り返れば長いようであるという間に過ぎた6年間ではありました。2020年1月に新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてからの約3年間、われわれの活動は大幅に制限され、経済も生活も大変厳しい状況となり、まさに未曾有の状況を経験しました。

6年間の半分は多くの制約の中での会務活動でありましたので複雑な思いもありますが、そのような状況の中においてもTKCは中小企業を支援するためのさまざまな施策を推進しました。会員事務所の皆さまにおかれましては、緊急融資や助成金申請の支援など困窮する関与先の支援に積極的に取



り組み、また巡回監査が制限される中でも高い品質の業務を維持しつづけました。その姿勢は、さすがTKC会員事務所と思わせるものであり、心から感銘を受け、誇りに思っています。

私が会長就任時に所信表明の中で「税理士制度が世の中に絶対必要なものであることを認知していただくために力を尽くしたい」と申し上げましたが、われわれの努力が着実にその目標達成に近づいていると実感しています。

また、任期中にTKC北海道会創設50周年を迎えるという節目もありました。新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない中、式典などの開催を決定し、準備を進め、多くの会員の皆さま、職員の皆さま、そしてご来賓の皆さまに参加していただき盛大に開催できたことは、大変素晴らしい思い出となりました。

50年の歴史を振り返る中で、先達会員の偉大さやTKC会計人の素晴らしさを再認識し、未来への飛躍を共に誓う大変有意義な機会となりました。

現在の社会はますます複雑化しています。そしてわれわれ税理士に対する社会からの期待も従来に比べて幅広いものになってきています。税務の専門家としての役割はもちろんのこと、中小企業の伴奏支援者としての役割が重要性を増してきていると感じています。

われわれがこれらの期待に応えるためには、TKC会計人の業務の基本である翌月巡回監査の実践が極めて重要であることをあらためて実感しているところです。残念ながらコロナ禍を経て翌月巡回監査体制が全国的に崩れてきている状況が、データ

から明らかになっています。TKC北海道会においても翌月巡回監査体制の再構築が最重要課題であると考えております。本間貴久新会長は必ずこの課題を乗り越えてくれるものと信じております。

最後になりますが、TKC北海道会の会長という大きな役割をいただき、私自身多くの経験と気づきを得ることができました。今後はこれらを会の発展のために活かし、本間新会長を支えていきたいと考えています。

TKC北海道会がますます地域社会に貢献し、税理士という職業が真に社会から評価されるようになることを心から願っています。

長い間、本当にありがとうございました。

退任にあたって

退任のあいさつ

資産活用委員長 佐藤 伸泰

この度、2期4年務めさせていただいた資産活用委員長を退任することになりました。という書き出しの文章を今まで就任のあいさつも含めると何回書いたことでしょうか。ただ、もう就任や退任のあいさつを書くこともないと思いますので、広報委員会に少しでも協力する意味でまた書かせていただきます。

この機会に資産活用委員会について、よく知らない会員も少なくないと思いますので、少し説明をしたいと思います。

資産活用委員会は、平成23年に協定企業である積水ハウス株式会社と大和ハウス工業株式会社との協定業務活動の目的・趣旨を明確にし、周知する目的において、全国会における所管は正副会長会とし、地域会に資産活用委員会を設置しました。従前の各地域にあったハウス会は廃止し、部会に移行し委員会に積水部会と大和部会を設置しました。

協定業務活動の目的・趣旨は、「TKC会計人は、関与先に対して不動産の有効活用や適切な処分などのアドバイスすることにより関与先からの信頼を高めることができる。しかし不動産においては多くの法的規制や商習慣が存在し、TKC会計人のみでは的確なアドバイスをするには非常に難しい。そのため、信頼できる不動産関係事業者と提携して、関与先の資産を防衛する必要がある。このことから資産対策分野における具体的事案の解決の実行を行うことを目的として、協定企業と活動していくこととする」とし、地域会ならびに協定企業は、

TKC理念および協定企業の企業理念を相互に理解し、関与先に対する資産対策業務および経営助言業務の一環として推進することで、社会的使命の遂行に貢献することを念頭に活動をしていく必要があります。

委員会の活動予算は、協定会員が関与先企業を協定企業に紹介し、成約した工事着手実績額に対し、0.2%相当額を地域会に一括交付し、北海道会ではその9割を委員会の予算に充当して運営している、いわば独立採算制であります。

北海道会の資産活用委員会の主な活動は、各部会の推進会議の開催および部会合同での資産税に関わる研修を、資産税の書籍の著者である先生を中心に講師にお招きし定例研修として行っています。また、各ハウスメーカーの工場見学等の視察研修も行っています。

こうした活動を通して会員が協定企業との連携を密にし、関与先の資産防衛ならびに資産対策業務の適切なアドバイスにつながるものと思います。

今後も資産活用委員会の活動目的・趣旨を理解し、私の退任後は現副会長の小中昌幸会員に資産活用委員会の活動を託しましたので、今後の活発な委員会活動を祈念いたしまして退任のあいさつとさせていただきます。



退任にあたって

退任のあいさつ

共済制度等推進委員長 村岡 学

日頃より、共済制度のご推進をたまわり、誠にありがとうございます。この度、共済制度等推進委員会委員長を2期4年の任期をもちまして退任をさせていただくこととなりました。在任期間中の皆さまからのご協力・ご支援につきましては、大変感謝いたしております。また、全国会の委員会や理事会等へ出席させていただくことで、大変多くのことを学ばせていただきました。誠にありがとうございました。

この4年間は新型コロナウイルス感染症の影響や私自身の未熟さやケガにより、委員会が思うように機能しなかったと思っております。大変申し訳ございませんでした。そのような中、各支部の委員の皆さま、事務局の皆さま、TKC企業共済会の皆さまに支えられながら、なんとか任期を終えさせていただくことができました。これも皆さまのお陰と感謝いたしております。

小規模企業共済については、私自身、三共済の中でも特に思い入れのある制度でございます。私の身内が個人事業をしておりました。しかしながら、小規模企業共済に出会うこともなく、現在に至っております。皆さまもご存じの通り、国民年金の受給額だけではとても厳しい状況です。同じような方が少しでも、少なくなっていくことが大切だと思っております。その制度を率先して推進できるのがTKC



会員の皆さまです。皆さまにおかれましては、当然の経営助言業務として取り組まれていることと思われませんが、関与先のために、より一層のご推進をいただければ幸いです。

最後になりますが、会員の皆さま、そして、TKC北海道会のますますのご活躍、ご躍進をご祈念申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。4年間、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

退任にあたって

支部長退任のあいさつ

札幌東支部 支部長 小平 康夫

この度、おかげさまで2期4年の任期を全うし、札幌東支部長を退任することになりました。

一言で振り返ると、コロナ禍の中で必死にもがいた、でも新たな発見もあった4年間でした。

支部長としての私に課せられた最大のミッションは、2020年に予定されていた札幌東支部主催の秋季大学を成功させることでした。しかし、就任してまもなくコロナ禍に陥り、全国的に秋季大学の中止が決断され、ゼロベースから企画を練り直すことになりました。

活動が制約される中でしたが、支部の役員をはじめ支部会員の皆さまの協力や創意工夫のおかげで翌2021年に無事に開催にこぎ着け成功裏に終えることができました。

また、その後の支部活動も制限を余儀なくされ先行きが見えない中、支部研修や例会はオンライン開催で対応しましたが、参加のハードルが下がったせいか普段なかなかお目にかかれない会員が参加してくれたのは思わぬ成果でした。

さらに、昨年TKC北海道会発足50周年記念誌の作成に携わったことにより、札幌東支部の成り立ちや歴代支部長の苦勞、さらには支部運営に対する情熱などをあらためて知ることができました。



特に歴代支部長の「熱い思い」は、次の支部長にも伝えていかなければならないなど実感しています。ウィズコロナの時代を迎えた今、次期支部長にはコロナ禍でちょっと遠のいた会員同士の「つながり」を取り戻してほしいと思います。

最後になりますが、私が支部長として過ごした日々は、私にとってかけがえのないものとなりました。札幌東支部の執行部や会員の皆さま、そして私を支えていただいた全ての方々に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

退任にあたって

退任のあいさつ

旭川支部 支部長 島田 康弘

3期6年支部長を務めさせていただきましたが、この度引退することになりました。長かったようで短かった6年間でしたが、振り返ると後半約3年は新型コロナウイルス感染症の影響もあってなかなか思うような会務運営ができず、もやもやすることも多かったなと感じています。

結構アバウトな性格で、道会役員の方々や支部三役、支部会員の皆さまにご迷惑をおかけすることも多々あったことと思いますが、大変お世話になりました。6年の任期をなんとか全うできたのも周りの方々の深いご理解とご協力のおかげでした。皆さま本当にありがとうございました。

今後TKC関係の会務運営から少し離れることになると思いながら、よくよく考えてみるとTKC北海道会の活動って夢があって楽しかったんだと感じました。任期中はTKCは目標がどうか、とにかく面倒くさいという印象しかなかったのですが、最近はTKC以外の活動をしていると色々なしがらみがあったり、軽いノリで物事が進められなかったりと胃が痛くなる思いをしているので、ここにきてようやくTKC活動のありがたさを分かったような気がします。

これからは陰ながら皆さまの活動を応援しつつ、他のTKC会員事務所においていられないように積極的に活動していきたいと思いますので、たまにはかまってください。TKC北海道会最高です！

退任にあたって

稚内支部長退任にあたって

稚内支部 支部長 田村 栄章

令和5年7月に旭川支部と稚内支部が統合されることに伴い、稚内支部長を退任することとなりました。令和元年11月より約3年半という短い間ではありましたが、就任期間中は会員先生方やTKC旭川センターの皆さまには大変お世話になり、心より感謝申し上げます。

3年半という期間はあっという間に過ぎ、私にとっては非常に貴重な経験となりました。支部長をしていなければ、お会いすることができないような方々とたくさん出会い、自己成長につながるさまざまな知見を得ることができたと同時に、支部運営に携わる中で、税理士としての使命感や責任感など足りないところを再認識する機会となりました。

理事会などに現地参加できないことが多く、申し訳ない気持ちも大きかったのですが、サポートしていただいた皆さまには本当に感謝しております。

支部長としての任期が終了し、今後は旭川支部



の一員となりますが、目指すべきものが変わるわけではありませんので、引きつづきTKC北海道会の施策に取り組み、旭川支部の発展のために力になれるよう努めていきたいと考えております。



6月13日(火)に開催された稚内支部例会より(記事は次号にて)



eひと・eはなし 自己紹介



札幌東支部

坂井 崇晃
Takaaki Sakai

皆さま、はじめまして。令和5年3月に入会いたしました税理士法人日本アシスト会計の坂井崇晃と申します。よろしくお願いいたします。

原稿の依頼をいただき、「やります!」とい

たものの全くネタがなくなってしまうかと思っておりましたが、せっかくの機会ですので自己紹介をし、皆さまに私を知っていただければと思い、ペンをとりました。

昭和59年生まれの39歳、出身は旭川となります。旭山動物園の奥地にある「豊田(ペーパン地区)」という田舎で生まれ育ち高校まで過ごしました。

大学から札幌に出てきて、大学卒業後、大原簿記専門学校で5年間勤務した後、現在のアシスト会計にお世話になり早11年となります。

税理士を志したのは、大学生の頃です。これといったきっかけがあったわけではないのですが、実家が自営業(畜産)を営んでいたため、小さいころから税理士が身近な存在であったことも影響したのかもしれない。

しかし、いざ勉強を始めてみると想像以上に難しく、暗記が苦手な私にとっては、まさに生き地獄…。特に社会人になり仕事をしながらの

勉強はこんなにも大変なものかと痛感いたしました。それでも、何とか令和4年に合格することが出来ました。(長い刑期を終えて無事に所出できた気分です!)

受験勉強時代に支えてくれた家族、そして勉強できる環境を作っていただいた会社へは感謝しかありません。

特にうちには子どもが3人(7歳、5歳、2歳)おりますので、妻へはいろいろ迷惑をかけたなと感じております。例年夏の時期はどこも連れて行けてなかったので、今年は家族サービスをしていきたいと思っております。(妻も同業者であり、どこでこの記事が見られるかわからないため、このコメント入れておきます)

あと、私は趣味がないのが悩みの一つでもあります。以前、『かいほう』での新入会員紹介記事にて趣味は「スポーツ観戦」とカッコつけましたが、基本インドア派なので、テレビで観戦するぐらいで、実際に見に行ったりまではしない(スポーツ自体はすごく好き)です。今年はアウトドア派になるべくいろいろなことにチャレンジしていきたいと思っております。

以上、簡単ですが、自己紹介となります。

最後となりますが、私自身まだまだ未熟ではございますが、精一杯努めていく所存です。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

中小機構北海道本部インフォメーション

中小企業の方々へ向けた海外展開のご支援

1. 海外展開に関するご相談対応

①海外展開の専門家による海外全般についてのご相談対応
北海道在住の海外展開の専門家2名に対して、海外展開のやり方や対象製品、対象国などを一緒に考えるところからご相談いただけます。

国際税務や法務、国際認証など専門性の高い内容にも対応可能です。ご相談は何度でも無料で承っております。



中小機構 北海道本部
企業支援部 支援推進課
廣橋 沙耶

②ECに特化した専門家によるECについてのご相談対応

中小機構本部(東京)に在籍している国内外ECの専門家16名から、企業様の課題に適した専門家に対して、オンライン面談やメール等でご相談いただけます。こちらも、ご相談は何度でも無料です。

2. 計画策定サポート&海外での現地調査・商談のサポート

①計画策定サポート

海外展開するにあたり、自社の強みや弱みを把握し、対象国の現状を分析、予測PLを立てること等が重要です。そのために必要とされる海外事業計画書作成のサポートもいたします(本支援には事前の審査がございます)。

②海外での現地調査・商談のサポート

実際の海外現地状況を把握するために、企業様と一緒に海外へ渡航して、現地調査や商談のサポートもしております(本支援には事前の審査がございます)。現地渡航時の専門家同行費用と車両・通訳費用は中小機構が負担いたします。

3. 海外情報のご提供

①海外展開に関するセミナー

金融機関様等とセミナーを共催し、海外展開に関する情報を提供しております。昨年度は、「海外展開のケーススタディ」や「外国人材の活用」をテーマに開催させて頂きました。

②海外情報ウェブサイトでの情報提供

ウェブサイトである「海外ビジネスナビ」(海外現地のレポート等を発信)や「ebiz」(ECやIT活用について動画でノウハウを発信)で情報提供しております。

③当本部からのメールマガジン

毎月1回のメールマガジンで中小機構・関係機関の施策やお役立ち情報を提供しております。

メルマガ登録はこちら→



独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部
〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1-1-7
Be a Great Small.
中小機構 TEL 011-210-7470

中小機構は経済産業省所轄の独立行政法人です。企業の経営ステージに合わせた幅広いメニューで、中小企業・小規模事業者の成長を応援しています。

経営助言実践研修会開催報告

「365日変動損益計算書」で知っておかなければならない「経営分析の理論と実務」

日時：令和5年4月10日(月) 会場：ホテルロイトン札幌

会計情報は経営意思決定のためにある

税理士の皆さまも経営分析について、学ぶ機会は多くはなかったと思います。皆さまの経営助言に対する不安の解消を目的に理論と実務を解説いたします。

日本の黒字企業率は35.7%ですが、TKCシステムを利用している企業の黒字割合は53.7%に上ります。これは毎月の月次巡回監査を通して、企業の業績をタイムリーに把握し、的確な経営助言を実践してきた結果です。TKC会員事務所の皆さま、職員さまには誇りを持って日々の巡回監査に取り組んでいただきたいと思います。また、社長には変動損益計算書を活用した経営意思決定を実践いただけるよう経営助言についてアドバイスしていきましょう。



税理士法人トップマネジメント
税理士 甲賀伸彦 会員

TKC会計人としての巡回監査

『TKC会計人の行動基準書』において、巡回監査の意義は経営方針の健全性の吟味に努めるとされています。これを実現するには継続MASで策定した計画値および、変動損益計算書の実績値を絶えず巡回監査で吟味し、健全性を把握する必要があります。FX2「全社業績の問合せ」では、変動損益計算書へ予算登録することで、自社の立ち位置を客観的に把握できます。常に打ち手を検討し、PDCAを回すことが黒字化率向上の鍵です。巡回監査では、情勢判断を誤らせない意思決定のための「経営助言」を行っていきましょう。

経営助言確認ポイント

①自己資本比率を高める

自己資本比率は、自己資本÷総資産で算出されます。そのため、自己資本比率の改善策は、利益や増資により自己資本を大きくするか、分母である総資産を小さくする方法があります。目指すべき自己資本比率の目標は、10%以上が良い会社、30%以上はとても優秀な会社といえます。

②損益分岐点売上高(BEP)

損益分岐点売上高とは、利益がプラスでもマイナスでもない0(トントン)の売上高をいいます。損益計画を考える場合、どのくらい売れたら損益分岐点に到達するのか、この数字を目安としてみるとよいでしょう。この計算式を応用すれば、目標利益達成に向けた売上高を(固定費+目標利益)÷限界利益率で算出できます。絶対に確保したい目標利益を固定費に加算して計算することがポイントです。

③たな卸資産回転期間の短縮

たな卸資産回転期間は、棚卸資産の運用効率を表す指標です。棚卸資産回転率は、回転率が高いほどその商品が売れているという意味になります。収益性(総資本経常利益率)の向上のための一手として、仕入から売上に変わるまでの期間を短くすることが重要です。

④固定長期適合率は100%以下に

固定長期適合率とは、自己資本と固定負債の合計額に対する固定資産の割合を示し、固定資産÷(自己資本+固定負債)×100で算出されます。固定資産の額は、自己資本と固定負債の金額内で収まるようにする必要があります。設備投資をする際は、必ず税理士に報告してもらい仕組みをつくり、設備投資資金は長期借入金で調達するよう念を押しましょう。短期借入金で調達すると、投資資金の回収前に返済に迫られる恐れがあり、安全性に問題があります。



三菱UFJ銀行TKC事業室
稗田 英明 さま

金融機関から見たFX2・TKC継続MASシステム

経営計画は金融機関に提出するために作成するものではありません。社長のために作成するものであり自社の羅針盤です。社長が業績・数値を正確に把握したうえで、自社について説明できることが極めて重要です。その一助としてFX2から出力できる、「月次決算報告シート」は金融機関担当者が知りたい情報がまとめられています。TKCモニタリング情報サービスで各金融機関にぜひご提出ください。

※月次決算報告シートの出力手順

- ・FX2の「巡回監査」タブ→「14月次決算報告シートの作成」
- ・FXクラウドシリーズの「月次更新」メニュー→「月次決算報告シートの作成」

TKC北海道SCGサービスセンター

道内金融機関MIS対応状況一覧表(4月30日現在)

令和5年5月吉日

TKC北海道会会員 各位

TKC北海道会 会長 田中 裕之

行	金融機関名	区分	Web BAST 利用	MIS	決算書提供サービス 申込件数	月次試算表提供サービス 申込件数	支店数	1支店あたり 申込件数	貸出件数	貸出件数※ に占める MIS割合
1	北海道銀行	地銀	○	○	1,575	163	140	11.3	14,092	11.2%
2	北洋銀行	第二地銀	○	○	3,333	329	178	18.7	28,775	11.6%
3	北海道信用金庫	信用金庫	○	○	1,141	108	82	13.9	10,952	10.4%
4	室蘭信用金庫	信用金庫		○	107	4	25	4.3	2,082	5.1%
5	空知信用金庫	信用金庫	○	○	267	18	21	12.7	3,043	8.8%
6	苫小牧信用金庫	信用金庫	○	○	237	28	28	8.5	2,252	10.5%
7	北門信用金庫	信用金庫	○	○	278	53	25	11.1	2,134	13.0%
8	伊達信用金庫	信用金庫	○	○	41	1	7	5.9	1,010	4.1%
9	北空知信用金庫	信用金庫		○	116	30	12	9.7	907	12.8%
10	日高信用金庫	信用金庫		○	64	8	8	8.0	948	6.8%
11	渡島信用金庫	信用金庫		○	37	5	12	3.1	740	5.0%
12	道南うみ街信用金庫	信用金庫	○	○	85	14	20	4.3	2,235	3.8%
13	旭川信用金庫	信用金庫	○	○	411	51	42	9.8	5,682	7.2%
14	稚内信用金庫	信用金庫	○	○	133	23	24	5.5	1,649	8.1%
15	留萌信用金庫	信用金庫	○	○	207	15	16	12.9	2,114	9.8%
16	北星信用金庫	信用金庫	○	○	164	12	23	7.1	1,531	10.7%
17	帯広信用金庫	信用金庫	○	○	842	68	33	25.5	4,736	17.8%
18	釧路信用金庫	信用金庫	○	○	246	57	19	12.9	1,796	13.7%
19	大地みらい信用金庫	信用金庫		○	99	17	23	4.3	2,065	4.8%
20	北見信用金庫	信用金庫	○	○	246	36	36	6.8	3,702	6.6%
21	網走信用金庫	信用金庫	○	○	148	27	20	7.4	1,626	9.1%
22	遠軽信用金庫	信用金庫		○	87	9	23	3.8	590	14.7%
23	北央信用組合	信用組合	○	○	232	24	36	6.4		
24	札幌中央信用組合	信用組合		○	159	14	15	10.6		
25	空知商工信用組合	信用組合	○	○	146	34	10	14.6		
26	十勝信用組合	信用組合	○	○	154	11	8	19.3		
27	釧路信用組合	信用組合	○	○	62	12	11	5.6		
28	十勝清水町農業協同組合	その他	○	○	12	6	1	12.0		
29	北海道信用保証協会	保証協会	○	○	3,001	196	10	300.1	29,585	10.1%

※貸出件数は、各金融機関のディスクロージャーより転記しています。

1支店あたりのMIS申込件数は、北海道銀行、北洋銀行、北海道信用保証協会ははじめ11金融機関において10件以上、貸出件数に占めるMIS割合は帯広信金はじめ10金融機関が10%以上となっています。MISの圧倒的な実践を行い、その結果、社会への納得を得られるようMISをさらに推進していきましょう!

TKC北海道会

早期経営改善計画策定支援NEWS

令和5年4月28日版

TKC北海道会 会員各位

平成29年5月29日より早期経営改善計画策定支援が開始されました。当事業は、中小企業や小規模企業が、認定支援機関の支援を受けて、経営改善計画を策定し、金融機関に提出することで自己の経営の見直しと早期の経営改善を促すものです。認定支援機関の使命として、当事業を積極的に実践することで、関与先の業績管理体制を整えていきましょう。

TKC北海道会では、全認定支援機関登録事務所が、当事業を実践することを目指して活動します。その一環として、早期経営改善計画策定支援実践事務所一覧を定期的に会員事務所へ発信いたします。是非、取り組みを開始しましょう!

TKC北海道会 会長 田中 裕之

早期経営改善計画策定支援実践事務所一覧

[令和5年4月28日現在・順不同・敬称略]

No	支部	事務所所在地	事務所名	会員名	No	支部	事務所所在地	事務所名	会員名
1	札幌東	札幌市東区	市川善明税理士事務所	市川善明	32	札幌西	札幌市中央区	戸井正人税理士事務所	戸井正人
2	札幌東	札幌市東区	岩崎新税理士事務所	岩崎新	33	札幌西	札幌市中央区	税理士法人常見会計	中村新太郎
3	札幌東	札幌市中央区	税理士岩崎公治事務所	岩崎公治	34	札幌西	札幌市西区	山田めぐみ税理士事務所	山田めぐみ
4	札幌東	札幌市豊平区	岩田圭史税理士・社労士事務所	岩田圭史	35	札幌西	札幌市中央区	税理士法人すずらん総合マネジメント	山谷謙太
5	札幌東	札幌市東区	岩本敏美税理士事務所	岩本敏美	36	函館	函館市	長田栄吾税理士事務所	長田栄吾
6	札幌東	札幌市中央区	税理士法人加藤会計事務所	加藤恵一郎	37	函館	函館市	税理士法人西谷会計事務所	西谷裕幸
7	札幌東	札幌市厚別区	あすか税理士法人	川股修二	38	函館	函館市	野呂豊税理士事務所	野呂豊
8	札幌東	札幌市中央区	黒田納規税理士事務所	黒田納規	39	函館	北斗市	細川拓厚税理士事務所	細川拓厚
9	札幌東	札幌市白石区	小平康夫税理士事務所	小平康夫	40	函館	茅部郡森町	松山高治税理士事務所	松山高治
10	札幌東	札幌市中央区	札幌あおい税理士法人	佐藤伸泰	41	苫小牧	苫小牧市	湯谷和彦税理士事務所	湯谷和彦
11	札幌東	札幌市白石区	清宮純税理士事務所	清宮純	42	旭川	旭川市	税理士法人薄井会計	薄井タカ子
12	札幌東	札幌市白石区	アース税理士法人	谷口和雅	43	旭川	深川市	税理士法人小島会計	小島拓也
13	札幌東	札幌市東区	寺田勉税理士事務所	寺田勉	44	旭川	旭川市	税理士法人カムイ会計	高橋慎吾
14	札幌東	札幌市白石区	中川信喜税理士事務所	中川信喜	45	旭川	旭川市	ふたば税理士法人	西康子
15	札幌東	札幌市厚別区	税理士法人エンカレッジ中田事務所	中田浩貴	46	旭川	旭川市	税理士法人たいせつ	渡辺亨
16	札幌東	札幌市東区	FUJITA税理士法人	藤田時人	47	旭川	旭川市	税理士法人北都会計	渡辺祐吉
17	札幌東	札幌市北区	藤本康男税理士事務所	藤本康男	48	稚内	稚内市	田村栄章税理士事務所	田村栄章
18	札幌東	札幌市東区	税理士法人本間会計事務所	本間貴久	49	北見	網走市	税理士法人オホソクネクスト経営会計	南都正弘
19	札幌東	札幌市豊平区	南優香税理士事務所	南優香	50	空知	滝川市	大林強税理士事務所	大林強
20	札幌東	札幌市厚別区	税理士法人アンビジャス・パートナーズ	森下浩	51	空知	滝川市	斎藤恵美子税理士事務所	斎藤恵美子
21	札幌東	札幌市北区	柳川会計事務所	柳川英樹	52	空知	滝川市	税理士法人エルムパートナーズ	坂本和繁
22	札幌東	札幌市中央区	RITA税理士法人	山美幹生	53	空知	滝川市	八幡税理士事務所	八幡吉昭
23	札幌東	札幌市中央区	吉田聡税理士事務所	吉田聡	54	帯広	帯広市	税理士法人あおぞら会計事務所	河合敏
24	札幌西	札幌市中央区	税理士法人池脇会計事務所	池脇竜太	55	帯広	帯広市	来海会計事務所	来海有起
25	札幌西	札幌市西区	Aimパートナーズ総合会計事務所	蝦名和広	56	帯広	中川郡本別町	砂原会計事務所	砂原政広
26	札幌西	札幌市中央区	税理士法人エンカレッジ	遠藤成紀	57	帯広	帯広市	税理士法人竹川会計事務所	竹川博之
27	札幌西	札幌市中央区	税理士法人高橋会計事務所	大館政男	58	帯広	帯広市	中井会計事務所	中井宏
28	札幌西	札幌市中央区	朝日税理士法人	小川裕也	59	釧路	釧路市	税理士法人トップマネジメント	甲賀伸彦
29	札幌西	札幌市中央区	小中昌幸税理士事務所	小中昌幸	60	釧路	釧路市	税理士法人タックス総合経営研究所	近藤康範
30	札幌西	札幌市中央区	アウル税理士法人	鈴木康弘	61	釧路	釧路市	鈴木圭介税理士事務所	鈴木圭介
31	札幌西	札幌市中央区	税理士法人田中会計事務所	田中裕之					

1. 事務所名掲載の条件

- (1) ProFITの「利用申請受理通知」の報告を実施していること。
- (2) 「利用申請受理通知」の報告にて「TKC会報の実践事務所一覧への掲載」および「TKC全国会HPの実践事務所一覧への事務所名掲載」を承諾していること。

※事務所名掲載を希望されない場合は、ProFITにて承諾にチェックを入れないようにしてください。

2. 当資料は、前週の金曜日に集計し毎週月曜日に発信させていただきます。

TKC北海道会

中小企業支援委員会 / システム委員会 / 巡回監査・事務所経営委員会



支部例会・研修会だより

FROM ASAHIKAWA, SAPPORO NISHI, TOMAKOMAI, SORACHI



支部例会

4月21日(金)午後3時30分より、旭川支部例会を、TKC旭川センター研修室において集合形式による会員14名の出席で開催されました。

支部例会開催前に、西木戸恒彦巡回監査・事務所経営委員長がファシリテーターとなって、10名の会員が出席し事務所経営塾を開催しました。「インボイス制度と記帳代行」をテーマにディスカッションが行われ、インボイス制度の周知、自計化の必要性などについて意見交換をしました。



西木戸恒彦巡回監査・事務所経営委員長



島田康弘支部長

支部例会では、島田康弘支部長より、3月に行われたTKC北海道会旭川支部臨時総会書面審議の結果報告、TKCのインボイスの取り組みなどのお話があり、實吉孝範副支部長からはTKC北海道会理事会報告として、リスマネの表彰、ポストコロの進捗率、ほくほくフィナンシャルの統合、会員増強の取り組み、秋季大学の案内などの連絡がありました。

各委員会報告では、中小企業支援委員会からは旭川信用金庫との協議会を行ったこと、企業防衛制度推進委員会からは上期保険指導の案内と6月8日(木)に研修会を行うこと、NMS委員会からはニューメンバーズフォーラム2023が11月16日(木)・17日(金)に札幌で開催されることなどの連絡がありました。

委員会報告につづいて、株式会社TKCからインボイス制度の対応、大同生命からは新任の方々の自己紹介、新商品の紹介がありました。最後に次回の支部例会を6月16日(金)に開催すること、北海道会の各委員会に出席できない場合は必ず副支部長に連絡をすることを伝えて、支部例会を終了しました。

支部例会終了後は移動して、21名の参加で懇親会を行いました。集合形式の支部例会・懇親会が、コロナ禍前のように開催できるのは良いことです。

(旭川支部 舟橋 馨)





ランチ例会開催

4月6日(木)午後12時よりホテルロイトン札幌にて、毎年恒例の札幌西支部ランチ例会を開催しました。

田中裕之会長、小中昌幸副会長および各委員会の委員長、提携協定企業の方の出席の下、冒頭の山谷謙太支部長の開会のあいさつがありました。この支部ランチ例会は、同日同所で行われていた税理士会の統一研修会のお昼休み時間の1時間を使って行われていることから、「限られた時間であるということで、出席した皆さまには有益な情報をお話してほしい」とのことでした。ですから即、出席者にマイクが回され、皆さまのお話を聞きながら会食するという形式で進められました。

話題はさまざまでしたが、その中で最も印象的だったのが、次のようなことでした。それは「サーチ型ヘッドハンティングサービス」の業者に協力している税理士がいるので、皆さまの事務所のベテラン職員がハンティングされないように気を付けてください、というお話でした。これには驚かされました。人口減少、人手不足が、このような業者を活気づけているのだと思えたのと同時に、これは何か似ている。後継者不足からくるM&A仲介業者のTVコマーシャルが盛んに流れていることを思い出した次第です。

さて、お話した内容についてですが、現在、ある関与先に「株式交付M&A制度」を活用し、ホールディングカンパニー体制の構築を図っているという

お話をさせていただきました。これは、ある会社がある会社を子会社にするために、親会社となる方の会社が、子会社となる会社の株主からその保有する子会社株式を取得し、その対価として親会社となる会社が新たな株式を発行する形式でその子会社の株主に親会社株式を交付する制度です。

この制度のポイントは、子会社となる会社は完全子会社でなくてよいことです。すなわち、議決権株式の50%超を親会社となる会社が取得すればよいということです。

また税制にスポットを当てると、株式交付に応じた子会社となる会社の株主が50人未満の場合、これらの株主が株式交付において親会社となる会社に譲渡する子会社となる会社の株式の譲渡価格は、対価の8割以上が交付される親会社となる会社の株式であれば、時価ではなく簿価でよいという税制優遇措置になります。この措置により、子会社となる会社の株主に対しては、時価との差額分の課税の繰り延べ措置が講じられるということになります。これはすごい制度であります。残念ながら本年10月以降の株式交付からは、株式交付後に親会社が同族会社になる場合には、この課税の繰り延べ措置は適用できなくなります。急げばまだ間に合うかもしれません。

実際には、この「株式交付M&A制度」を活用することで、関与先のグループ会社3社に新たに親会社として持株会社(ホールディングス)を設立して、

関与先の念願であったホールディングカンパニー体制が8月を目途に完成する予定です。

このように今回の支部例会は時間の都合上各委員会からの活動報告は特段なされませんでした。短時間の所要時間の中、とても有意義な例会となりました。

P.S.電子帳簿保存法。電子取引だけが義務とは本当にやれるのか中小企業。不安、心配……

～どうする～

(札幌西支部 小林 康弘)





4月例会・懇親会

4月14日(金)苫小牧市グランドホテルニュー王子において集合形式で4月例会を開催いたしました。

当日は例会に併せて、午前中に北海道クラシックゴルフクラブにて親睦ゴルフ、例会終了後には懇親会も開催されました。出席者は会員8名、TKC北海道会からは本間貴久副会長が出席され、大同生命保険株式会社から川村正益支社長と新任の赤城卓宏課長、大和ハウス工業株式会社から竹内一峰課長と松岡嶺さま、初参加となる積水ハウス株式会社から工藤理恵子さまと中田祐二さま、TKC北海道センターからはSCG中島敏さまの出席がありました。

湯谷和彦支部長あいさつの後、本間副会長からの北海道会報告にて全国会システム委員会・第3部会設置や支部委員長への協力依頼(委員会へ参加できない場合の代理出席の依頼、支部例会での情報発信)、会員増強活動への協力依頼およ



び翌月巡回監査率向上施策などのお話をいただきました。

つづいて、次年度役割分担について話し合いが行われ、湯谷支部長の後任として柴山太一会員が支部長に就任することをはじめ、役員および委員の分担が決定しました。退任される湯谷支部長は引きつづき北海道会の中小企業支援委員長に就任予定となっております。

各会員近況報告では人手不足がつづいている中での事務所運営の現状など話があり、大同生命、

積水ハウス、大和ハウス工業の採用状況、駒井会員の事務所における女性職員の登用など興味深いお話がありました。TKCセンター報告では、インボイス制度直前対策研修会やIT導入補助金2023交付申請受付開始などの案内がありました。

支部例会終了後、ホテル内の『中国料理桃苑』にて懇親会がようやくにぎやかに開催することができました。

(苫小牧支部 本野 博之)





支部例会・事務所経営塾・友の会

令和4年度 空知支部第3回例会・事務所経営塾開催

4月4日(火)空知支部第3回例会・事務所経営塾を岩見沢市コミュニティプラザで開催いたしました。

例会前に事務所経営塾を開催し、今回はOMS機能の活用としてスケジューラと業務日報、時間管理について話し合いました。時間管理で報酬アップにつなげている事例や、職員への利用の徹底についての相談などがあり、参加していただいた皆さまにとって有意義な話し合いとなったようです。

事務所経営塾の後に大同生命保険株式会社、

大和ハウス工業株式会社にもご参加いただき第3回の例会を行いました。例会に先立ち、3月24日にご逝去された坂本和繁会員へ黙祷を捧げました。その後、八幡吉昭支部長と木村聡副会長のあいさつがあり、併せて理事会報告が行われました。

次に、齋藤将基センター長より金融機関訪問報告として空知信用金庫に「経営者保証に関するガイドライン」についての対応を聞き取りした内容をご報告いただきました。

その後、委員会報告、大同生命・大和ハウス工業・TKC報告があり例会は終了いたしました。



企業防衛制度推進友の会開催

4月14日(金)に企業防衛制度推進友の会が岩見沢市コミュニティプラザにて開催されました。友の会幹事として各事務所から総勢7名のほか、山田和訓委員長、八幡吉昭支部長、大同生命からは野原潤一道北推進課長、須田拓馬空知担当課長にご出席いただきました。会議の内容としては、

前年の実績報告、ななつぼし表彰制度の説明、新年度目標設定、6月16日(金)開催予定の企業防衛キックオフについて話し合いました。

友の会終了後は、会場をやきとり三船に移し懇親会を行いました。久々の懇親会ということもあり大いに盛り上がりました。

(空知支部 支部長 八幡 吉昭)



衆議院議員和田義明先生とTKC北海道会会員の懇談会

日時 令和5年4月22日(土)
会場 札幌グランドホテル

=参加者=
衆議院議員 和田義明氏
TKC北海道政経研究会会長 加藤恵一郎
TKC北海道政経研究会幹事長 齋藤雅昭
TKC北海道政経研究会第5区窓口会員 山美幹生
TKC北海道会会長 田中裕之
TKC北海道会副会長 本間貴久
TKC札幌西支部支部長 山谷謙太
TKC北海道会札幌東支部 岩崎公治



衆議院議員道下大樹先生とTKC北海道会会員の懇談会

日時 令和5年4月24日(月)
会場 札幌グランドホテル

=参加者=
衆議院議員 道下大樹氏
TKC北海道政経研究会会長 加藤恵一郎
TKC北海道政経研究会幹事長 齋藤雅昭
TKC北海道政経研究会第1区窓口会員 山下静江
TKC北海道会会長 田中裕之
TKC札幌西支部支部長 山谷謙太
TKC北海道会札幌東支部 藤田時人
TKC北海道会札幌東支部 市川善明



4月22日、24日TKC北海道政経研究会と和田義明衆議院議員、道下大樹氏との懇談会を開催しました。懇談会では、TKC側から全国政経研究会から示されている「令和5年度税制改正等要望に関する重点項目」を中心としてTKCの運動方針の説明をおこない、和田義明氏、道下大樹氏からはそれぞれ国政報告をおこなっていただきました。

TKC全国政経研究会
令和5年度 税制改正等要望に関する重点項目

懇談(座談)・会計の専門家としての「自己申告による健全経営の遂行」と「経費の適正」にある。中小企業が、適時・正確に作成された会計帳簿とそれに基づいて作成された決算書、税務申告書を基として、ポストコロナ時代に立ち向かうことは中小企業存続の基盤である。この観点に立ち寄り整理する。

令和5年度税制改正において訂正等補填要件(換言すればトレーサビリティ)を不要とする電子帳簿が普及されたことから、トレーサビリティが確保された優良な電子帳簿が事実上の標準となるよう普及を促すことも急務である。

※「優良な電子帳簿」とは、訂正等(金額修正を含む)の履歴が確認できる(トレーサビリティが確保された)電子帳簿。すなわち、原則的納税義務の適正な履行に資するものとして訂正等の履歴を蓄積している電子帳簿(電子帳簿保存法第5条第1項第1号)を指し、その他「電子帳簿」とは、訂正等の履歴が蓄積されていない(トレーサビリティが確保されない)電子帳簿。すなわち、令和4年1月1日以前に作成されたこととなった税務申告書の提出に必要とされた電子帳簿(同法第4条)を指す。

なお、当該が認定する「優良な電子帳簿」とは、過少申告加算税の軽減(同法第6条)の適用を受ける等の優遇の範囲(特別控除等の特典、同法第5条)とは異なり、訂正等の履歴が確認できる(トレーサビリティが確保された)仕訳帳と認定される。

01 優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置
【法人税】
(1) 仕訳帳と帳簿(簿記)の両方を用いる必要と認められる場合には、すべての事業年度において、その帳簿に代りに認められる事業年度ごとの、その帳簿に電子帳簿の普及・一般化を図る措置を講ずるべきである。
(2) その帳簿が使用している電子帳簿ソフトが訂正等の履歴が確認できる(トレーサビリティが確保された)もの(電子帳簿保存法第5条)である場合は、確定申告書または法人税務申告書にその旨、そのソフトの名称及びそれにより作成する帳簿の種類の両方を記載する措置が講じられる。
(3) 法人税法第34条第1項(役員給与を支給するに当たって、適時かつ正確に優良な電子帳簿を用いて記録を行った旨)を適用する。
(4) 優良な電子帳簿を用いて記録を行った事業年度に対しては、課上げ促進税制、退職給付促進税制との適用期間を延長する。

02 優良な電子帳簿を備えている事業者に対して、以下の措置を講ずる。
① 課税の軽減措置の適用の拡大とする。
② 法人税の課税率の引き下げの適用の拡大とする。
③ 法人税の課税率の引き下げの適用の拡大とする。
④ 法人税の課税率の引き下げの適用の拡大とする。
⑤ 法人税の課税率の引き下げの適用の拡大とする。

03 補助金・給付金等申請時の税務関係書類と税理士の積極活用
【全共通】
中小企業が補助金・給付金等を行政に申請する際は、適時・正確に作成された会計帳簿、特に優良な電子帳簿に基づいて作成された税務申告書やその関連資料を用いることとし、税理士等と連携して申請することとし、申請の申請・認定を目指す。これにより、不正申請や虚偽申請による行政コストの削減が図られる。このことは税務関係書類の透明性が、「公定である税務関係書類」によって確保されることから、国統一から広く理解が得られる仕組みと見なされる。

04 複式簿記に係る帳簿等の信頼性向上(帳簿のトレーサビリティの確保)のための法環境の整備
【法人税・所得税】
(1) 帳簿について変更及び削除(変更等)を行った場合には、事後の検証を可能にして帳簿の信頼性を確保するため、その変更等の履歴を記録する(変更等の履歴を抹消するに際して変更等を行ったことを含む)規定を、優良な電子帳簿のみならず帳簿を問わず全ての会計帳簿に設ける。
スマートフォン、タブレット端末、パソコン等の機器において記録される電子データ(電子インボイスを含む)が一定の条件で認められたことにより、会計帳簿の信頼性の確保が図られることとなる。なお、変更等の履歴を記録する手続については、特例法第14条第4項において帳簿の信頼性が確保されている。
(2) 平成17年の改正で課税及び公益法に規定された簿記帳簿の要件(簿記に、正確な簿記帳簿を作成すること)の「簿記帳簿を作成すること」の要件を、簿記帳簿を作成することとする。

中小企業支援委員会よりご報告

令和4年4月に経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ事業・405事業)の制度が見直しされました。これを受け、当事業を活用して関与先企業の収益力改善を支援するために、令和4年度において、TKC会員事務所で1,000件の実践を目指して、全国で活動を展開しておりました。

その結果、目標1,000件に対し、1,562件で着地し、目標を大きく超過する結果となりました。北海道会は、54件の目標に対し、なんと!126件と大きく超過し、進捗率において233.3%(全国第二位!)

となりました。
TKC会員事務所がポストコロナ事業等を活用し、地域中小企業を支援していることを国や中小企業支援機関に理解いただく意味においても非常に大きな成果といえます。この活動の趣旨を理解し、率先垂範していただいた多くの会員の皆さまには心より感謝申し上げます。

TKC全国会ポストコロナ事業推進キャンペーン表彰対象会員の皆さま、おめでとうございます!

TKC全国会ポストコロナ事業推進キャンペーン表彰対象会員

Aimパートナーズ総合会計事務所	蝦名 和広	83件
税理士法人田中会計事務所	田中 裕之	13件
市川善明税理士事務所	市川 善明	2件
柳川会計事務所	柳川 英樹	2件
税理士法人本間会計事務所	本間 貴久	2件
税理士法人エンカレッジ	遠藤 成紀	2件
小中昌幸税理士事務所	小中 昌幸	2件
税理士法人エルムパートナーズ	坂本 和繁	2件
税理士法人薄井会計	薄井タカ子	2件

蝦名会員は、全国10位以内に入賞されました! おめでとうございます! 副賞として全国会の坂本孝司会長との会食が用意されているとか。ぜひ、その様子を会報に掲載していただきたいと思ひます!

令和4年度に限り2回目の利用が可能であったポストコロナ事業が、令和5年度においても利用可能となること中小企業庁から公表されました。このことは、コロナ・ウクライナ情勢の影響を受けて、多くの中小企業が当初策定した計画やアクションプラン

の見直しを必要とされたことが、国にも認識されたためと思われまふ。令和4年度において、TKC会員事務所だけでも国のポストコロナ事業の過半数を超える利用申請件数となりました。そのうち400件を超える関与先企業が2回目の利用でした。

ゼロゼロ融資の返済が本格化する本年において、資金繰りの安定を図り、収益力改善への取り組みが必要となる関与先企業においては、引き続き当事業を活用していきましょう!
(中小企業支援委員長 市川 善明)

スープカレーは本懐、そこに萌えんとは、君

番外編 辛い(からい)という文字に線を1つ足すと幸せ



北海道は第2の故郷です!

首都圏南センター 飯田 菜月

『かいほう』250号おめでとうございます!

そして、こうして寄稿できる機会をいただき、ありがとうございます。

今回は番外編、お店紹介ではなく、「スープカレーの食べ方」を話していきたいと思います。

とはいえ、スープカレーに決まった食べ方はありません。

「そんな、どうしたらいいかわからないよ!」

「…不自由をあげよう」

ということで、よくいわれる食べ方が「ライスのスプーンですくい、スープに浸して食べる」ですが、それだけではありません。私個人の食べ方を順番だてて紹介します。

事前準備: ライスは右側に(右利きの場合)

1. スープをひとくちすすり、純粋にスープを楽しむ

もし辛すぎたら具材をほぐすことで和らげることができます。

絶品なスープとおいしい白米の場合、白米をそのままよく噛んで食べて甘みを感じ、スープをお味噌汁のように飲んでみると、口の中で奇跡的相性!! が起こることもあります(超レア)。

2. 少しずつライスにスープをかけ、混ぜる

インドやスリランカのカレーは混ぜて食べると言わ

れ、スープカレーも混ぜておいしくなることが多いです。

少しずつご飯にスープをかけ、具材や副菜もご飯の上に乗せ、混ぜながら食べます。

具材をほぐすタイミングや組み合わせを工夫すると、いろいろな味を楽しめます。

ただ、いきなり全部混ぜることは避けましょう。

3. 混ぜるの面倒「ライスのスプーンですくい、スープに浸して食べる」

ほとんどのスープカレーをおいしくいただける食べ方だと思います。

4. ライスをすくうのも面倒…「ねこまんま」

食べるのも後半、残ったライスをスープに全部入れて混ぜてしましましょう!

見た目なんて気にしない!これ、絶品なんです。場合によっては、ライスが先になくなり、スープだけ残ることもあります。

その時は、スパイスたっぷりな底のスープ1滴まで飲み尽くしましょう。多くのスープカレーはそんなに塩分は強くなく、完飲してぷはああと幸せに浸れます。

とはいえ「カレーにルールなどないのだから」好きに食べていいと考えています。

食事は生きる力、今回の記事も「かいほう」がこの先も続く力になれば幸いです。

(元 札幌西支部 前嶋 章宏)

北海道会の会員の皆さま、ご無沙汰しております。今回、記念すべき北海道会『かいほう』第250号に寄稿させていただくこと、嬉しく思います。前回は入社直後、宮下直樹会員の企画記事に寄稿しております。(そういえばと思って調べたところ、第231号でした)

さて、昨年10月に首都圏南センターへ異動になり、あっという間に半年以上過ぎました。首都圏南センターでは東京中央会の会員の方々を担当しております。その中でも、現在所属しているグループは千代田区内の担当です。ちなみに、千代田区の面積はおよそ12平方キロメートルです。この面積内に、TKC会員事務所だけでも161件あります。なお札幌は1,122平方キロメートルだそうです。もちろん札幌は南区がやたら広いのと山が多いので、単純比較はできませんが、東京のひしめき合う様子を感じていただけるのではないのでしょうか。

先日、北海道会50周年記念式典の記念誌をいただきました。ありがとうございます。北海道は学生時代に一度旅行で訪れただけで縁もゆかりもない中での配属でしたが、冊子をめぐりながら会員の皆さまや北海道の各地域を懐かしく感じるほど、馴染むことができました。右も左も分からない新入社員のころから、北海道会の会員の皆さまに温かくご指導いただいたことの結果だと思います。本当にありがとうございました。おかげさまで、東京でも何とかやっています。なお、東京は自計化やクラウド化が先進的かと思いきや、対応は事務所ごとにまちまちで驚きました。北海道の方が、遠方・雪害に備えて進んでいるような…? そんな気がします。引き続きよろしくお願いいたします!



プライベートの話ですが、着任中は道内をバイクで駆け回り、キャンプや一人旅を楽しみました。そのせいで、地元は関東なもの、今では北海道の地名の方が馴染み深いです(笑)。別居のまま籍を入れた夫とも、昨年6月に1週間キャンプで道内をまわる新婚旅行をしています(ちなみに転勤を機に同居できましたのでご安心ください(?))。すっかり北海道の魅力にはまってしまったので、機会があればまた北海道で働きたいです!

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行となり、北海道にも観光客が戻っていると思います。会員の皆さまのご尽力のおかげで、未曾有の危機を乗り越えた会社も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。TKC北海道会と関与先さまのますますのご発展をお祈り申し上げます。

今回のカレー

マリアージュ 奇跡的相性!! SPICE SOUP CURRY 晴れの日

長沼



混ぜて味変 gopの アナグラ

琴似 山の手



上品な 店舗も 気にせず ライスイン 久慈咖喱

幌向



けんたの業務日誌



現在支部長3期目の6年目となっておりますが、今期をもって退任することとなりました。支部長就任の1年目に、札幌西支部が秋季大学の担当となりました。その節は遠藤成紀実行委員長や上原貞会員をはじめ実行委員会の皆さまに助けられ、なんとか無事開催することができました。ありがとうございました。

税務署への表敬訪問では、林俊一前副支部長、澤田和秀副支部長はじめ山田めぐみ前書面添付委員長、小林康弘書面添付委員長にご尽力いただきありがとうございました。

その他大変お忙しい中役員を引き受けてくださった会員の皆さま、例会・研修会とご参加いただいた会員の皆さま、大変お世話になりました。

なかなか忙しく参加できなかった会員の皆さまもTKC全国会の様々な施策にご理解とご協力をいただきありがとうございました。

また、協定企業の皆さまにも例会・研修会・懇親会とご参加いただきありがとうございました。忘年会で余興をするという高いハードルへの対応もしていただき合わせて御礼申し上げます(発案者は私ではありませんが)。

そして、なにより前田稔事務局長はじめ杉若敦巳さん尾崎愛さん他事務局の皆さまありがとうございました。事務局の皆さまが例会・研修会の案内を作成して発信していただき、当日の段取り、懇親会の参加費の徴収や領収書の作成、そして経理に至

るまでいろいろサポートしていただいたのがとても助かりました。

今まで皆さまに同じミスが起きないように、私の事務所で起こった出来事を紹介してまいりました。今回も書き切れないほどありますが、最後にひとつだけ紹介します。

お客さまからの事前確定届出給与の支給時期ではないかとの再三の問い合わせを無視し、結果支給時期が過ぎてしまったという事案です。お客さまからの信頼を失い、上司にクレームのメールを見せるようにといわれた後の担当者と私のLINEのやり取りです。



昭和生まれの経営者として、平成生まれのスタッフと考え方が合わないのは、承知の上なのですが、

- ①自分がミスしたお詫びの菓子折りを会社の経費としようとする事。
- ②また、そのお菓子をパートさんへ朝買ってきて欲しいと指示すること。
- ③そしてそのやり取りをLINEのスタンプで返してくること。

この記事を書いていて、LINEを使って指導している私も同じ穴のムジナか…。とも思っていました。

いずれにせよ、今回でこのコーナーは終了です。読んでいただいた皆さまありがとうございました。

【追伸】 このかいほうは、会員以外に金融機関にも配布しているとのこと。

失敗事例ばかりを書いてきたため、この6年間金融機関からお客さまの紹介はありませんでした。当然の結果ですが、これから少し時間ができると、事務所を立て直します！

来年には信頼にたる事務所となっておりますので、お困りの経営者をぜひご紹介ください！！



委員長さかもとの
カツ丼 食ってくか?
※さかもとの自腹です(泣)

取調室!

新人さんいらっしゃーい



片田 芙柚 (かただ ふゆ)

生年月日 2001年1月19日

出身 千葉県

自己紹介

はじめまして。この度北海道SCGサービスセンターに配属になりました。片田芙柚と申します。生まれも育ちも千葉県で、大学は京都で4年間学びました。北海道には2月に卒業旅行で一度だけ訪れたことがあります。食べ物やウィンタースポーツが好きなので北海道での生活が今からとても楽しみです。早く知識を身につけて、“この人に任せたい”と思っただけのようなSCGになりたいと思います。まだまだ未熟ではありますがよろしくお願ひいたします。



佐藤 拓海 (さとう たくみ)

生年月日 2000年12月26日

出身 東京都

自己紹介

はじめまして!TKC北海道SCGサービスセンター配属になりました。佐藤拓海と申します。大学時代はアカペラサークルに所属し、ボイスパーカッションパートをやっていました。また昭和歌謡を歌うグループで、全国大会出場も経験しました。初飛行機、初北海道、初一人暮らし、そして初社会人と、たくさんの「初」を経験しわくわくが止まらない毎日です。日々勉強を重ね自己研鑽をすることで、いち早く皆さまのお役に立てるように精進してまいります。よろしくお願ひいたします。

北海道会 会務動向

令和	月	日	行事名
5	4	3	50周年記念誌編集会議
5	4	4	空知支部例会
5	4	4	リスクマネジメント制度推進委員会
5	4	4	現場力養成講座
5	4	6	札幌西支部ランチ例会
5	4	6	ニューメンバーズ・サービス委員会
5	4	6	ニューメンバーズフォーラム2023実行委員会
5	4	7	共済制度等推進委員会
5	4	10	経営助言実践研修会
5	4	10	企業防衛マスターズ会
5	4	11	企業防衛特別研修会
5	4	12	正副会長会
5	4	14	苫小牧支部例会
5	4	18	函館支部例会
5	4	18	ニューメンバーズフォローセミナー
5	4	19	書面添付推進委員会
5	4	20	委員長会議
5	4	20	理事会
5	4	21	旭川支部例会
5	4	26	札幌東支部例会
5	4	26	帯広支部例会・秋季大学実行委員会
5	5	10	巡回監査・事務所経営委員会
5	5	11	中小企業支援委員会
5	5	16	正副会長会
5	5	23	企業防衛制度推進委員会
5	5	24	広報委員会
5	6	1	リスクマネジメント制度推進委員会正副委員長会議
5	6	6	小樽支部例会
5	6	6	釧路支部例会
5	6	6	新入・初級職員研修(～9日迄)
5	6	9	クラウド活用ラボ研修会
5	6	12	苫小牧支部例会
5	6	13	函館支部例会
5	6	13	稚内支部例会
5	6	13	現場力養成講座
5	6	14	資産活用委員会 積水部会推進会議
5	6	14	資産活用委員会 大和部会推進会議
5	6	14	資産活用委員会 特別研修会
5	6	16	空知支部例会
5	6	16	旭川支部例会
5	6	19	札幌東支部例会
5	6	20	北見支部例会
5	6	21	正副会長会
5	6	23	札幌西支部例会
5	6	28	北海道研修所役員会
5	6	29	委員長会議
5	6	29	理事会



活動予定カレンダー

TKC SCHEDULE

令和5年 7月		令和5年 8月		令和5年 9月	
日	曜	活動予定	日	曜	活動予定
1	土		1	火	釧路支部総会
2	日		2	水	リスクマネジメント制度推進委員会
3	月	北医研修会	3	木	
4	火		4	金	旭川支部総会
5	水	現場力養成講座	5	土	
6	木	はじめての書面添付研修会	6	日	
7	金		7	月	空知支部総会
8	土		8	火	
9	日		9	水	正副会長会
10	月		10	木	
11	火		11	金	山の日
12	水		12	土	
13	木		13	日	
14	金		14	月	
15	土		15	火	
16	日		16	水	
17	月	海の日	17	木	
18	火	正副会長会 資産対策研究会	18	金	
19	水		19	土	
20	木		20	日	
21	金		21	月	理事会
22	土		22	火	現場力養成講座 函館支部総会
23	日		23	水	札幌東支部例会
24	月		24	木	
25	火	理事会 行動基準書研修会	25	金	北見支部総会
26	水	共済制度等推進委員会	26	土	
27	木		27	日	
28	金		28	月	
29	土	小樽支部総会	29	火	
30	日		30	水	
31	月		31	木	

※新型コロナウイルス対策のため、予定は変更となる可能性があります。

編集後記

羊ヶ丘のふもとから〇〇を叫ぶー編集後記に代えてー

editor's note

もうそろそろ、こんなことは思うこともないだろうと思っていた。モニタリング情報サービスしているのに、紙での申告書の提出を求められて「何のためのモニタリングなんだ」とPro F・I・Tの地域会フォーラムでぼやいたのが3年前。その後もたまにはあったが、「そちらにすでにお送りしています」で事が済んできた。

いやあ久々である。前後の話はいろいろあるが、

担当者「融資に必要ですから決算書が必要になります」

税理士「本日、申告しますので、今日そちらに届きます」

担当者「わかりました。今日か明日にはですね」

税理士「本日申告するので、今日届きます」

これが、木曜日のこと。翌日金曜日、一向に開けた履歴がない。月曜日、朝一、開けた履歴がない。しびれを切らして、お客さまに「電話してみたら」と。

するところである。

「届いていません」

この後出かけてしまったので、もう一人の担当者に改めて電話。「届いていません」って、モニタリングでの申告書が行内でどう届くのかの仕組みは知らないが、「届いていません」はおかしいだろう。

開けた履歴がないので、以下のことが想像できる。

- ①本部に届く仕組み。本部が開けていない。担当者が仕組みを知っているとしたら、担当者がせつづいていれば、そんなことはない。
- ②本部に届く仕組み。本部が開けていない。担当者がそもそもモニタリングの仕組みをわかっていない。担当者が積極的なら、金曜日にアクションがあるはず。
- ③支店に届く仕組み。支店で開けていないので、支店全体での浸透がない。 などなど。

その後、色々あって、「届きましたと連絡が来ました」と、お客さまから連絡が来ました。

閲覧、ダウンロードの履歴の時間はこの連絡が来た少し前だったことはいまでもない。

われわれももっと頑張れということか。

まあ、本当にこれで堂々とお金もらっていたなど。

昨年、昔からお世話になっている方に法人をご紹介いただいた。ありがたい。10月決算・12月申告なのに、書類を持っていったまま10月28日現在音沙汰なく、前任の税理士(知っている人だった。TKC会員ではない)に対してお客さまがお怒り。まさか、今回の申告から頼まれるかもという恐怖におののきながら、無事申告期限通過。さて、年明け、でき上がった元帳、申告書などを確認しに、再び訪問。合っていない、ひどすぎ。売掛金多すぎ、クレジットの未払い残高多すぎ、存在しない銀行借入金(さすがにこれは後ほど訂正の仕訳追加、科目内訳の訂正)仕訳ダブリ、支払家賃1年分計上漏れ。これらの後始末をしていたら、繁忙期突入。一時休戦。再開。創業からの3年分の元帳を見ることになる。ようやく、追いつきました。

他にもいろいろあるがまあこのへんで。これ、書面添付義務化したら、こんな決算なくなりますかねえ、坂本和繁先生。

(広報委員長 坂本 文彦)